

富士見市地域活性化研究会会則

(目的)

第1条 本会は、富士見市の地域資源等を活用し、住み続けたいまちづくりに向け、情報発信や企画等の提案及び実施により、地域の魅力向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称及び愛称は次のとおりとする。

名称 富士見市地域活性化研究会

愛称 ふじみ☆ラボ

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の魅力づくりや観光事業の調査、開発及び研究に関すること。
- (2) 地域の魅力づくりや観光事業に関する物品、刊行物等の研究、販売に関すること。
- (3) 地域の魅力づくりや観光事業の普及に関する啓発、市内における諸行事開催の協賛及び援助に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するのに必要な事業。

(役員構成)

第4条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1～2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |

2 役員は、全体会において選出する。

3 役員の任期中、欠員を生じた場合には、会長の専決により補充を行うことができる。

(役員の職務)

第5条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、職務を代理する。

3 会計は会計事務をつかさどる。

4 監事は、本会の会計並びに会務を監査する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期中、補欠により就任した役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 本会は、会長の推薦により全体会の承認を経て、顧問を置くことができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、全体会、正副会長会議とする。

- 2 全体会は、毎年1回開催し、予算、決算、会則の改正及びその他の事項を協議する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の2以上の要求があったときは、臨時全体会を招集することができる。
- 3 正副会長会議は、必要に応じて開催し、会務に関する原案の企画立案をする。

- 4 会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 5 会議の議事は口数に関わらず出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会員及び会費)

第9条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する個人（事業所を含む）、法人、並びに団体をもって組織する。

- 2 本会の会員は、会員、賛助会員とする。

- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同したものとし会議には招集されない。

- 4 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 会員 1口以上 1口 500円

(2) 賛助会員 1口以上 1口 5,000円

- 5 本会に入会の希望者は、入会申込書（様式第1号）に会費を添え、本会に申し込みを行うことにより、会員となる。

- 6 会費（賛助会員を除く）は、年1回の納入とする。

- 7 退会を希望する会員は退会届（様式第2号）を提出する。ただし、会費納入後に退会の申し出があっても、会費は返納しない。

- 8 会費の納入期限は6月末日までとし、期限内に納入がない場合は、退会したものとみなす。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、補助金、その他収入をもってこれに充てる。

- 2 特別の事業に要する経費があるときは、これを特別会計とすることができます。

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 本会は、事務局を会長宅に置く。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は正副会長会議で別に定める。

附 則

1 この会則は、平成27年7月30日より施行する。

2 本会の設立当初の会計は、第10条の規定に関わらず、設立の日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、令和6年7月1日より施行する。

附 則

この会則は、令和7年9月1日より施行する。